

(新規事業) 令和3年度人権文化推進計画取組実績

(別紙2)

番号	事業名	事業目的	①取組実績	②取組の成果	③取組の課題	④取組の課題を踏まえた実施方針	担当地区等	担当課	該当事業※
1	認知症サポーター活動促進事業	高齢者が、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを行う。	今後ますます増加すると推計される本市の認知症高齢者とその家族の地域での暮らしを支えていくために、認知症サポーターをはじめ地域住民が持つ力を具体的な支援に活用していく仕組みづくりが必要となっているため、京都市長寿すこやかセンターにコーディネーター1名を配置。認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるように、認知症の人への偏見がない共生社会の実現に向けて、コーディネーターが、当事者の思いを聞き、認知症の人・家族と、認知症サポーターをはじめとした地域の住民や支援者をつなぎ、社会参加活動の場づくりなどで、地域を支援した。 【取組事例】 当事者の「もっと地域と繋がりたい」という思いをきっかけに、当事者と地域住民、専門職がチームを作り、地域のボランティア団体等との連携により、当事者の自宅ガレージでカフェを開催するなど、新たな地域の繋がりが交流が生まれた。	コーディネーターが、認知症の人の声を聞き、その声をいかしながら、当事者や認知症サポーターが地域づくりや場づくりに取り組む機会を増やしていくことで、地域の認知症に対する理解が深まっており、認知症の人・家族と地域との新たな交流・ネットワークを築くことができている。	コロナ禍において、当事者や関係者が集まる機会や場が減っており、市内の各地域で様々な取組を展開していくことが難しい。	コロナ禍でも工夫を凝らしながら実践されている取組の実例を、様々な媒体や機会を通じて積極的に発信し、各地域で取組への機運を高める。	保福	健康長寿企画課	高齢者
2	人権強調月間事業 8月企画展示	幅広い区民の方の人権について身近に考えってもらう機会を提供する。	障害者スポーツセンターやパラリンピックススポーツを紹介するポスター等を展示した。 日時：8月3～31日 場所：左京区役所ロビー	縦2m程度のポスターに実寸大に近いバラスポーツ選手の姿と各スポーツの世界最高記録の数値を印刷し、区役所ロビーに展示した。子供連れの来庁者が展示を楽しみ、保護者がバラスポーツについて子供に説明する姿も見られた。	特に子供はバラスポーツについて知らないことが多い。また、パラリンピックに対しても、関心が薄い人が多い。 左京区内にある障害者スポーツセンターについても、その存在を知らない人が多い印象。	バラスポーツへ気軽に親しんでもらえるように、区役所等に訪れた際に周知できる展示物の作成や、イベントの企画を実施する。	左京区	地域力推進室まちづくり推進担当	障害者
3	国際文化理解関連事業 「左京にドイツとフランスのクリスマスがやってくる」	諸外国の多様な文化理解を深める取組みを行う。	①左京区に文化施設のある姉妹都市を紹介するポスターの掲示 日時：8月6～20日 場所：左京区役所ロビー ②ドイツとフランスの公的文化施設と連携した国際交流イベントの開催（事業名：ドイツとフランスのクリスマスがやってくる） 日時：①12月4日（会場：ゲーテ・インスティトゥート） ②12月11・12日（会場：アンスティチュ・フランセ） ③12月19日（会場：左京区役所）	②について 区役所会場内では、ドイツとフランスにゆかりのある食への販売やドイツ人・フランス人の先生による言語教室を開催。また、京都市の姉妹都市を紹介する大型パネルを展示。外国籍の方や大学生から親子連れ、高齢者まで幅広い人種・世代の方が来場され、交流する様子が見られた。（来場者数：494名）	ドイツやフランスの公的文化施設が左京区内にあることを知らない人が多く、また京都市の姉妹都市について知らない人が多い印象。	気軽に参加してもらえるイベントを開催し、国際交流の楽しさを体験してもらう機会を提供する。	左京区	地域力推進室まちづくり推進担当	多文化
4	全国水平社創立宣言100周年を契機とする人権文化の推進の取組	全国水平社創立宣言100周年を契機に、誰ひとり取り残さない共生社会の実現のための基本となる人権の大切さを考える機会とする。	日本初の人権宣言といわれる「全国水平社創立宣言」が発せられてから、100年となる令和3年度において、水平社宣言の理念に触れるとともに、今、なぜ「人権」が大切なのか改めて考える機会とするため、人権文化の推進につながる啓発活動を実施した。 具体的には、人情情報誌「きょう☆COLOR」令和3年12月発行分に、「水平社創立宣言100周年を記念した特集記事」を掲載、人権パネル展「人の世に熟あれ、人間に光あれ。～全国水平社創立宣言100周年を迎えて～」を令和3年12月7～14日まで、セスト御池の寺町広場に開催及び（公財）世界人権問題研究センターの季刊誌「GLOBE」『全国水平社創立100周年記念号』を令和4年1月に発行した。	各誌面の購読者やセスト御池の通行人に対して、広く周知し、誰ひとり取り残さない共生社会の実現のための基本となる人権の大切さを啓発することができた。	全国水平社創立宣言そのものを知らない方も多く、啓発の効果を実感することが難しかった。	誰ひとり取り残さない共生社会の実現のための基本となる人権の大切さについて、地道に継続して啓発していくとともに、より広く一般の目に触れる機会を創出するための手法についても検討していく。	文市	共生社会推進室	同和問題
5	性の多様性及び性的少数者への理解促進	性の多様性や性的少数者に関する正しい知識を普及し、社会参加を促進するための様々な取組を行う。	「行政」や「企業」、さらに「学校・地域」といった身近な空間における意識を変えていく取組の実施 ・9月30日企業向け人権啓発講座 「～LGBTの視点から考える～ 自分らしく働く。自分らしく暮らす。」 一参加者：33名 ・10月11日保護者向けの啓発リーフレット「LGBTQについて知っていますか？」を作成し、市内小・中・高6年生や民生児童委員に12、500部を配布 ・11月4日市職員向け「多様な性に関する職員ハンドブック～職員が理解を深めるために～」を改訂	・講座の開催やリーフレットの作成、配付を通じて、理解は広がっている。 ※講座アンケートでも、参加者の9割が今後の取組に「役に立つ」と回答 ・また、学校、地域からもLGBTに関する研修の相談が増えている ※令和3年度人権啓発サポート制度講師派遣実績：2件 ・職員ハンドブック等を活用した、各職場における職員研修の実施につながっている ※令和3年度職員研修実施状況 169件：4、247名（テーマ：LGBT）	・民間調査において、「LGBTについて知っているものの自分事化ができていない層が多いこと」や「支援したいが、自分に何ができるかわからない人が多いこと」が、明らかとなっている。 ・一部の関心の高い層には情報が届いても、そもそも知らない層に理解していただくことが難しい。	今後は、LGBT等の方々を支援したいと考えている方向けのガイドラインとなる「アライサポートブック」を作成し、公共施設やイベントなどで配布するほか、人権以外のイベント内での周知を実施する。 また、SNSやHPにも掲載し、ダウンロードして活用できるようにすることで、LGBT等について理解し、支援する「アライ」を増やす取組を進める。	文市	共生社会推進室	LGBT

6	性的少数者の方々の生きづらさ、困難の解消に向けた支援	性的少数者の生活における困難や、人権課題の把握に努め、その解消に向けて必要な支援を行う。	「コミュニティスペース」を中心に、居場所づくりやニーズを把握する取組の実施 コミュニティスペース及び個別相談会の開催（全4回） 第1回 コミュニティスペース：10名 個別相談会：0名（予約：1名） 第2回： コミュニティスペース：7名 個別相談会：0名（予約：2名） 第3回： コミュニティスペース：12名 個別相談会：1名（予約：2名） 第4回： コミュニティスペース：10名 個別相談会：1名（予約：2名）	- 参加者アンケートから「身近にLGBTの方々がいないのでとても気になる有意義な時間だった。」「自分が「性」に関して感じていたこと、疑問に思っていたことを、考え方もバラバラな、様々な考えを持つ方と一緒に過ごせて、一つの答えを得られたし、他に発見することもあった。」といった声があり、生きづらさの解消につながっている。 - 当事者団体と連携して実施しており、団体と参加者とのつながりの場にもなっている。 - 他都市からの参加者も一定数あり、居住地では、コミュニティスペースの参加の機会がない方や、参加しづらい方の居場所にもなっている。	- 定員を設け、事前申込制としたが、当日にキャンセルされる方が一定数いる。 - 参加希望の問い合わせが多数あり、ニーズに対して、十分な回数が開催できているとは言い難い。	「事前申込を必須とするのではなく、当日の参加も可能とする」「開催案内をSNSで発信することに加え、HP等に過去の参加者の声や運営スタッフの写真を掲載する」など参加しやすい環境づくりに努める。 - 他都市と連携して実施することで、追加の予算措置を請じずに、開催回数を増やす。	文市	共生社会推進室	LGBT
7	女性の活躍推進	コロナ下で困難や不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう支援する。	○ 相談事業の実施 京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）において、有資格者による心理面での寄り添ったサポートを行うとともに、本市の生活困窮者自立相談支援担当部署、京都市DV相談支援センター等、必要な相談窓口につなぐ取組を行った。（のべ相談件数150件） 「つながる相談室」（電話、対面、オンライン） 対象：京都市内に在住、在学、在勤の女性 受付：月～土（水曜日・祝日・年末年始は休み） 午前10時～午後5時 ○ 居場所づくりの実施 京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）において、専門家（ファシリテーター）の助言と立ち合いのもと、孤独、孤立で不安を抱える女性が、相互に支え合い、社会とのつながりを回復するための居場所づくりを実施。会場とは京都市ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」等の支援団体にも参加いただき、参加者が支援機関とつながる場を提供した。（計4回、のべ参加者数142名） ○ 生理用品（相談窓口案内チラシ付き）の配備 様々なご事情で生理用品を準備できない方を対象に、「つながる相談室」をはじめとした相談窓口を知っていたり、支援につなげていくことを目的として、京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）、青少年活動センター（7か所）、NPO団体等において、相談窓口案内チラシ付きの生理用品を無償で提供した（配備数は50,000パック、協力団体数は約60団体）。 さらに、教育委員会と連携し、困難を抱える女子児童生徒及びその世帯にアプローチし、必要な相談・支援につなげることを目的として、市立小中高等学校の保健室等に、相談窓口の案内チラシ付きの生理用品を配備した。	相談窓口には、これまでどこに相談したらよいか分からなかったという方からの相談や、ウィングス京都に寄せられることが少なかった生活困窮に係る相談なども広く受け付け、臨床心理士等の資格を有する相談員が不安な気持ちに寄り添い、相談件数全体の約4割を他の専門相談につなぐことができた。 また、オンラインでの相談を実施したことで、若い女性からの相談もあり、相談内容については、経済的な困窮のほか、家族関係についてなど、困りの多様化や重層化が見受けられた。 このような状況から、長らくコロナで不安な女性の相談先としての役割を担っていると考えている。 居場所づくりについては、抱える困難の種類によって、参加者のニーズが多岐にわたることや、年代が幅広いことなどから、一定対象を限定した形で実施する必要があることが明らかになった。また、その内容として、相談、交流、情報提供など、どの部分に重きを置いて実施するのか、アンケート結果も踏まえて検討が必要である。 全ての生理用品（相談窓口案内チラシ付き）を提供することはできなかったものの、生理用品をきっかけに、これまで支援につながれていなかった人が相談につながったという声も多くあった。	相談窓口を知ってもらい、これまで相談できていなかった人が相談につながるよう、広報啓発を工夫していきたい。また、相談者の相談内容や居場所づくりの参加者の声等を聞き取り、よりニーズに沿った居場所を提供できるように取り組んでいく必要がある。	相談窓口を継続的に運営し、引き続き、ウィングス京都、NPO法人等とも連携しながら居場所づくり（ピアサポート）等を行うことと併せて、女性の就業支援にも取り組む。 相談窓口の広報は、チラシでの周知に加え、SNSも活用して実施するなど、対象者の掘り起こしを行う。 居場所づくりの開催に当たっては、令和3年度に構築した女性支援を行うNPOの法人等のプラットフォームを活用し、ひとり親家庭や若年女性等を支援しているそれぞれの団体の強みをいかし、女性が日々の悩みを語り合える場とする。	文市	共生社会推進室	男女
8	ヤングケアラーに関する実態調査の実施	ヤングケアラーを生み出している生活環境等の実態を把握し、その家庭に必要な支援がどのようなものなのかを検証していく。 また、支援者（団体）等については、これらの取組を通じて、ヤングケアラーに対する支援の必要性の意識喚起にもつながる。	7月以降にヤングケアラーに関する実態調査を実施。（市立中高全生徒、市立学校全校、ひとり親世帯、支援者等に対して実施。）	ヤングケアラーの実態を把握でき、課題が明確になった。	- 中高生本人の認知度は国調査の約2倍であるが、数値としては低く、認知度を高める必要がある。 - 子ども自らが声を上げづらく、家庭内のことであるため、周りも気づきにくいことから、早い段階から子ども本人が相談しやすい、周りの大人が気づき、支援につなげる環境づくりを進める必要がある。 - ヤングケアラーの解消には家族の介護や医療など複合的課題を解消する観点から支援を行う必要がある。	- 市民や児童生徒へのポスターやリーフレットの配布による普及啓発 - 研修動画の作成・配布による支援者や教職員の認識の底上げ - 背景にある課題を解消するための多機関連携による支援 - 複合的な課題に対する連携体制の構築	保福子若教育	健康長寿企画課 子ども家庭支援課 生徒指導課	子ども

番号	事業名	事業目的	①取組実績	②取組の成果	③取組の課題	③取組の課題を踏まえた実施方針	担当地区	担当課	該当事業※
1	男女共同参画推進計画の推進	「きょうと男女共同推進プラン」男女共同参画推進計画に基づいた事業に取り組むことで、男女共同参画社会の実現を目指す。	現計画である第4次京都市男女共同参画推進計画（平成23～令和2年度）に基づき、重点分野である「DV対策」及び「真のワーク・ライフ・バランスの推進」をはじめとした様々な事業を計画的に実施した。 また、現計画が期間満了となるため、第5次京都市男女共同参画推進計画を策定した。	本市が男女共同参画を推進するうえでの基本的な考え方を示す計画として、第5次京都市男女共同参画計画を策定した。策定に当たっては、新型コロナウイルス感染症に伴う新たな働き方や暮らし方、価値観を踏まえた内容とし、また、これまで別の分野別計画として策定していた「真のワーク・ライフ・バランス推進計画」を統合し、一体的に取組を行うようにした。	本計画の推進に当たり、さまざまな行政分野における施策に男女共同参画の視点を反映することが必要である。	各分野別計画等の策定・推進において、関係部局との連携の下、施策を融合しながら取り組む必要があることから、相互に連絡・調整を行い、計画の円滑かつ総合的な推進を図るための男女共同参画推進会議を活用する。また各部・室に1名の割合で、男女共同参画・真のワーク・ライフ・バランス推進員を任命し、研修会の開催のほか、各自の職能における男女共同参画に関する意識醸成及び業務への反映並びに真のワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいく。	文市	共生社会推進室	男女
2	人権啓発サポート制度	市民や企業が実施する人権に関する研修や啓発活動を支援する。	令和3年度から、LGBT当事者を、講師としてリストアップし、学校、地域、企業等の要請に応じて、派遣することとした。 LGBT当事者の派遣実績：2件	LGBTの基礎だけでなく、講師の経験談を通じて、具体的な生きづらきや望ましい行動の事例等についても学ぶ機会を創出できた。	・LGBTに関しては、民間調査において、「LGBTについて知っているものの自分事化ができていない層が多い」とや「支援したいが、自分に何がができるかわからない人が多い」と、明らかとなっている。	今年度は、LGBT等の方々を支援したいと考えている方向けのガイドラインとなる「アライサポートブック」を作成する予定であり、これらを、サポート制度の研修資料として掲載し、企業等に活用いただくよう発信していく。	文市	共生社会推進室	職場づくり教育・啓発
3	コロナ差別に関する啓発	新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者やその家族、医療従事者等に対する差別的取り扱い、誹謗中傷が社会的な問題となっている。一人一人が感染症を正しく理解し、互いを思いやり、共に乗り越えていこうとする機運を醸成するための啓発の取組を推進する。	令和2年度から市長メッセージ動画の発信やポスターの作成などに取り組んできたが、令和3年度は、市民を巻き込みながら、感染者や医療従事者等を差別するのではなく、互いを思いやり、共にコロナ禍を乗り越える機運の醸成を図る取組を進めてきた。 ＜実績＞ ・市民しんぶん8月1日号（7月20日発行）に巻頭特集「コロナ禍の今、わたしたちができること」を掲載 ・人権総合情報誌「きょう☆COLORvol.15」（8月16日発行）に企業の取組を紹介する記事を掲載。【約13、500部発行】 ・京都府情報誌に「新型コロナウイルスの接種に関する差別の防止について」の特設ページを開設し、ワクチン未接種者に対する不当な差別を行わないよう呼びかけを実施。 ・市民からシトラスメッセージを募集し、応募のあった131作品を活用し、様々な広報媒体において、広報の対象として主に想定する層に応じたメッセージにより効果的に啓発を実施。（11月以降） ・新型コロナウイルスを接種していない方に対して、接種の強制や、不当な差別的な取扱いをすることは許されない旨の啓発チラシ作成し、配布（3月中旬）【約10、000部】	実際の差別事例やシトラスリボンプロジェクトについて掲載した「市民しんぶん8月1日号」への感想には、「実際にこのような差別が起きている」と記事を読んで知った。何気ない言動が相手を傷つけてしまうことがわかりやすかった。」や「シトラスリボンプロジェクトは、コロナ禍で気持ちがあずさんしている中、これまで以上に思いやりを持とうと思える素敵な取組だと思った。」等、好意的な感想が多く寄せられた。 また、シトラスメッセージ募集では、自分事として考えられたあたたかいメッセージが多く寄せられた。	・令和3年において、法務局の人権擁護委員に相談があり、新規に救済手続きを開始した新型コロナウイルス感染症に関する人権侵犯事件の数は、前年から57件増加し、232件であった。相談の中でも、労働関係事案、強制・強要事案が増えている。 ・コロナ等感染症に起因する差別等については、新しい情報が出てくるたびに差別的取扱いの内容も変化するため、状況に応じて啓発内容も柔軟に変えていく必要がある。	引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する人権相談、労働相談の窓口の周知に努めるとともに、相談事例を踏まえ、必要な啓発に取り組む。	文市	共生社会推進室	感染症
4	人権資料展示施設（ツラッティキ本、朝原銀行記念資料館）の運営	市民に対して同和問題をはじめとする様々な人権課題への正しい理解と人権意識の高揚を図る啓発施設として、人権資料展示施設「ツラッティキ本」及び「朝原銀行記念資料館」を運営する。	常設展：地域の歴史、文化や生活資料を中心とした展示。年間を通して開催 特別展及び企画展：特定の人権課題をテーマとし、年1回ずつ開催 人権研修：希望する来館者（団体）に対する人権研修 また、ツラッティキ本は、子育て支援や人権啓発、芸術活動などの6施設を兼ねた、地域の新たな「子育て・人権・文化芸術の拠点」として、令和3年度に開設された「ふれあい共生館」へ移転した。 ツラッティキ本、ふれあい共生市民活動センター、京都市楽只児童館、京都市楽只保育所、HAPSスタジオ天オアートKYOTOアトリエ	・年間来館者数 ツラッティキ本 669人（R3年度）【R2年度：1,163人 R元年度：2,609人】 ・年間受講者数 ツラッティキ本 320人（R3年度）【R2年度：257人 R元年度：1,989人】 ※ ツラッティキ本は「ふれあい共生館」という複合施設に移転したことで、様々な目的で館を訪れる方に、施設の存在を知っていただく機会が増えた。	新型コロナウイルス感染症の流行前より、新型コロナウイルス感染症に感染した来館者数及び受講者数が減っていること。	ツラッティキ本は複合施設である「ふれあい共生館」（元楽只小学校校地）への移転を契機に、朝原銀行記念資料館は令和4年度に予定している耐震改修等工事による建物の堅固化及び令和5年度から京都市立芸術大学の敷地内に位置することになることを契機に、これまで以上に地域の内外の方々から支持される施設を目指す。	文市	共生社会推進室	教育・啓発
5	心の居場所づくり推進事業	子どもたちの居場所をつくり、子どもが伸び伸びと学び育つ環境を整える。	※改善内容は、下線箇所 1 学びのパートナー学生ボランティアの活用（49名（小学校31校32名、中学校13校15名、義務教育学校1校2名）を配置） 2 「洛風中学校」「洛友中学校」の教育充実と「ふれあいの絆四条大宮学習室」の再編 3 「碎感21・絆」の取組実施（12校） 4 フリースクールと連携した不登校対策の実施（ふれあいアテンダント利用者、計53名） 5 「こども相談24時間ホットライン」の運営（相談件数3、047件） 6 不登校相談支援センターの運営（相談件数287件） 7 児童生徒定校支援推進会議の実施 8 スクールカウンセラーの配置 令和3年度、全京都市立学校244校（小学校153校、中学校64校、義務教育学校8校、高等学校11校、総合支援学校8校）に配置。 9 スクールソーシャルワーカーの配置 令和3年度、77校（小学校57校、中学校9校、義務教育学校8校、定時制高校3校）に配置。（教育委員会に派遣型SSWを1名配置）	長期的に不登校の傾向にある子どもたちが活躍する場として市内に5か所に設置している「ふれあいの絆」について、令和3年度から四条大宮学習室を、対人的不安や緊張が比較的高い子どもに伝えるために、「週1日・1時間程度」の通所が可能となるよう、新たに「個別コース」を設け、3コース（1日学習・活動コース、半日学習コース、個別コース）に再編し、GIGA端末（市立小中学校の児童生徒に1対1一斉配布しているタブレット端末）による学習活動を実施。 不登校の子どもたちの多様なニーズに応じた支援を行うことで、子どもたちの心の居場所づくりを行っている。	1 学生ボランティアの不足。 3 学校からの申請が少ない。	1 については、大学への学生ボランティアの募集についての要する地元依頼を行う。 3 については、事業趣旨に沿った申請が少ないため、令和3年度末で事業を廃止する。	教育	生徒指導課	子ども
6	養育里親の推進を中心とした社会的養育推進事業	何らかの事情により、家庭で生活できない子どもたちを、できる限り家庭的な環境の中で養育する制度である「里親制度」の普及のため、広く市民に対する里親制度の啓発を行った。養育里親に対する研修を実施する。また、里親委託を推進するため、関係機関との連携・調整や、里親相互の相談援助、交流促進、委託後の里親への相談等支援など、里親に対する支援を総合的に推進する。	○里親への包括的な支援（普及啓発・リクルート、トレーニング（研修）、マッチング・委託後の支援） ・里親経験者による講演会や里親制度の説明会等の実施、制度に関するポスター及びチラシ作成、里親月間（10月）における広報誌等によるPR活動、YouTubeによる広報動画配信（YouTubeインストリーム広告）、地下鉄東西線において里親広告の掲示 ・里親の登録研修、施設実習の実施 ・里親相互の交流支援 ・里親家庭等への相談支援の実施 ・里親世帯を対象とした自立支援・奨学金等制度説明会の実施	・里親制度説明会について、令和2年度は出前講座として3回実施したものを、令和3年度は、里親登録基礎研修を兼ねた説明会として、（4・5月を除く）月1回のペースで各行政区で実施。里親登録希望者だけでなく、里親制度に興味のある市民であれば誰でも参加可能としたこともあり、延べ1,022名の参加があった。 ・啓発パネルや旗を区役所や商店街で展示させてもらうことで、多くの人に足を止めていただく、目にしてもらえた。 ・里親相互の交流支援（里親サロンの開催（9回）、交流会（1回）の開催） ・「交流支援」や「訪問相談」を行うことで里親の悩みの聞き取りや必要な支援につなげることができた。 ・里親世帯を対象とした自立支援・奨学金等制度説明会を実施することで、里親世帯に高校卒業後の進路展望を広げてもらうための情報提供等を行うことができた。	・里親制度説明会参加者をどのように里親新規登録をしてもらえるようにリクルートできてもらう機会を設ける。 ・啓発活動では、多くの人の目に入るようパネルやのぼり旗を活用したが、より立ち止まって話を聞いてもらえるよう工夫が必要である。 ・交流会等は、参集で実施予定であったものは、新型コロナウイルスの影響により自粛または廃止して実施した。里親同士の交流の場を求める声は多いため、実施方法の検討が必要である。 ・里親世帯における里子の自立に向けた支援の充実	・里親が子どもを養育するにあたり、多くの支援者がいることや、支援体制について知ってもらう機会を設ける。 ・里親制度がより身近な制度であると理解してもらえよう。出前講座やミニ制度説明会等の企画、実施。 ・啓発活動では、パネルやのぼり旗で目立つような形で展示を継続しつつ、手に取ってもらいやすいサイズのグッズ等の制作を検討。 ・交流会等の実施形態について、オンラインの活用等の新しい形での開催を検討。 ・里親世帯を対象とした自立支援・奨学金等制度説明会の継続実施	子育て	児童福祉センター	子ども家庭支援課

7	障害者の就労支援対策	障害のある人が、生きがいと希望を持って働くことができるためには、その能力と適性とライフステージに応じて、生涯にわたって継続的に支援することが必要である。そのため、「福祉」、「教育」、「企業」の融合・連携を図り、総合的視点から障害のある人の就労支援を推進する。	○障害者就労支援プロモート事業 【障害福祉施設利用者及び支援者を対象としたスキルアップ研修】 【「精神・発達障害の特性と職業的課題について基礎～」など 8回／141名（企業研修・セミナー等）】 「障害のある人と共に働き活躍する共生社会に向けた地域企業の障害者雇用に関連する取組 意見交換会 など」 12回／139名 【企業向けアンケート】 「地域企業の障害者雇用に関連する取組アンケート調査」 回答企業数：56社 ○京都市障害者就労支援推進会議 ・京都市障害者就労支援推進会議及びその部会を計7回開催 ○障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業 ・職場実習：26職場／26名 ・チャレンジ雇用：3職場／3名 ○障害者雇用促進アドバイザー派遣等支援事業 ・3社が事業を活用し、うち1社が令和4年1月に1名を雇用。 ○京都市障害者職場定着支援等推進センター事業 ・相談支援件数：11、842件 ○重度障害者等就労支援特別事業 ・支給決定者数：7名	○重度障害者等就労支援特別事業 常時介護を要する方へのヘルパー派遣や外出支援等を行う重度訪問介護等の障害福祉サービスについては、経済活動（就労）中の支援が図められておらず、就労支援の一環として、活動や働く際に必要となる介助等の支援の在り方が重要な課題となっていた。 本事業を実施することで、当該対象者が就労を継続するうえで必要不可欠な支援（通勤送迎や休日の交換、安全確保のための見守り、移動の介護等）等の障害福祉サービスに相当する費用の助成を行い、重度障害のある方等の就労支援を図った。	コロナ禍において、障害のある人の就労を取り巻く情勢は日々変じている。 令和3年度に開催した「第20回京都市障害者就労支援推進会議」では、関係機関・団体等からコロナ禍において、企業実習等の機会の減少等、就労支援の困りごとが共有された。 今後、このような課題に対して、関係機関・団体で連携した取組を具体的にどのように進めていくかが課題である。	引き続き、「京都市障害者就労支援推進会議」及びその部会での、関係機関・団体等と連携した取組の推進や「京都市職場実習・チャレンジ雇用推進事業」において、京都市役所での実習機会の提供等、障害のある人の就労機会の創出や工夫向上に向けた取組を推進する。	保福	障害保健福祉推進室	障害のある人
8	再犯防止推進事業	罪を償い社会の一員として再出発しようとする人の社会復帰を促進する取組を行うことにより、やり直すことができる社会と新たな犯罪被害者を生み出さない安心・安全なまちづくりを推進する。	京都市再犯防止推進計画に基づき、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人を、住居・就労の確保に向けた支援や保健医療・福祉サービスの利用につなぐ等、再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進した。 また、重点推進施策として主に以下の事業に取り組んだ。 ○刑務所出所者等に対する支援として、福祉的支援につなぐ調整をより円滑にし、切れ目のない支援を推進するため、本市として、刑事司法関係機関等（刑務所、保護観察所、地域生活定着支援センター等）が適切な福祉関係機関等に迅速・円滑に相談・調整が行えるよう、更生支援相談員を新たに配置した。 ○ハンドブック「つなぐつながる」について、矯正施設や保護観察の現場で配布（312部）するとともに、令和4年3月に市道マップ、接込みメモの追加等の改訂を行った。 ○「京都市生きづらさを抱える若年者の居場所づくり等支援事業補助金」を創設し、生きづらさを抱える若年者への居場所提供や就労支援、専門家によるセミナーの実施等を行った民間団体（2団体）に補助金を交付した。	○更生支援相談員が刑事司法関係機関等をサポート（相談や情報共有のための協議件数：120件）することで、適切な福祉関係機関等につながったケースがあった。また、刑事司法関係機関等と連携した研修会の開催（オンライン、2回）を通じて、刑事司法関係機関、福祉関係、本市関係課等のスキルアップと顔の見える関係づくりにつながった。 ○ハンドブック「つなぐつながる」の配布により、対象者が住居の確保や福祉サービスの利用等につながりやすい環境整備を進めた。また、ハンドブックをより使いやすくするために、現場で配布していただいている方々からの意見等を踏まえて、改訂を行った。 ○民間団体の取組として、生きづらさを抱える若年者への居場所提供や就労支援、専門家による個別相談会の実施等を行うことにより、対象者の居場所づくりや社会参加につなげた。	○新型コロナウイルスの影響により、研修会をオンラインで開催したため、顔の見える関係づくりの効果が薄かった。 ○ハンドブック「つなぐつながる」の配布先について、これまで取り組んでいた矯正施設や保護観察の現場等における配布に加え、矯正施設への入所に至らない段階等にも拡大して配布することにより、より多くの対象者にハンドブックを活用してもらえるように環境整備を進める必要がある。 ○新型コロナウイルスの影響により、居場所の取組が制限された。また、本補助制度を契機に新たに再犯防止の取組をはじめた民間団体においては、そもそも対象者と出会うことが難しいといった課題があった。加えて、補助金の制度が居場所づくり事業に偏重していたため、新型コロナウイルスの影響で居場所が開催できない期間があったり、民間団体の特性を活かしづらいといった課題があった。	○新型コロナウイルスの流行状況を考慮しつつではあるが、研修会の対面実施や刑事司法関係機関の施設見学等を通じて、より顔の見える関係づくりを進めていく方針 ○ハンドブック「つなぐつながる」について、京都府保健医療や大阪矯正管区等と連携し、矯正施設への入所に至らない段階の方々の配布や、配布する矯正施設を拡大する方針 ○再犯防止に取り組む民間団体と刑事司法関係機関等との連携強化に努める。また、補助金の制度を見直し、補助対象団体がより効果的に事業を行えるようする方針	保福	保健福祉総務課	更生
9	「人権相談ナビ」の作成	人権上の問題が起こった場合に適切な機関・窓口相談ができるよう、相談・救済に係る機関、制度等の周知を図る。	市内の相談・救済に係る機関、制度等をまとめた「人権相談ナビ」（各所管課等で印刷されている。相談窓口に関するチラシやリーフレット等を当該で取りまとめて冊子状にしたもの）を作成し、区役所・支所など市民の方が訪れる施設に配架した。	約200冊各区役所・支所、市政総合案内所、消費生活総合センター、京都市男女共同参画センターなど市民の方が人権上に関して相談に訪れることが想定される施設に配架した。配架先の施設の職員からは「良いツールを作ってもらった」と好評を得ている。	このツールの存在を知らない職員がいるため、市民の方が相談に来られた際に、適切な機関・窓口につなげない場合があること。	毎年、「人権相談ナビ」の更新のための全庁会議時に、このツールに関する周知も図り、共生社会推進室のホームページ上に「人権相談ナビ」と同様の掲載を掲載していることも伝え、相談に来られた市民の方に適切な機関・窓口を案内できるように引き続き取り組む。	文市	共生社会推進室	相談・救済
10	文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり事業	文化芸術により社会課題や困難の緩和につなげ、共生社会（誰もが相互に人権と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を認め合える社会）を実現するための基盤をつくる。	福祉施設等が文化芸術の取組に着手する際の相談事業「Social Work / Art Conference（SW/AC）」や、文化芸術と社会課題をつなぐコーディネーターの育成、京都市立芸術大学移転予定地の周辺地域を中心としたモデル事業等のほか、令和3年度から、京都精華大学等との共催により、マイノリティの権利、特にSOGIをはじめとした〈性の多様性〉に関する知識と、それらを踏まえた表現倫理のリテラシーを備えたアートマナシメン・人材育成プログラム「#わたしが好きになる人は、＼＃The people I love are」を実施した。	本事業で実施している調査の一環で、地域福祉や障害者福祉、男女共同参画など幅広い分野の中継支援組織とのつながりが構築できた。 また、福祉団体からの相談を受け、アーティスト等をコーディネーター、福祉団体の思いを反映した絵本が出版されるなど、取組の成果が言葉に形になっている。	京都への文化庁の全面的移転に伴う機能強化方針や市会の議決を得て策定した本市基本計画においても「文化芸術による社会包摂（社会的に困難を抱えている人々に、文化芸術に接してもらう機会を拡充することで、社会参加の機会を増やし、その困難の緩和につなげること）」が掲げられており、引き続き重要課題として取り組む必要がある。	今後も、共生社会の実現に向け、文化芸術による社会課題や困難の緩和に取り組んでいく。	文市	文化芸術企画課	女性 子ども 高齢者 障害のある人 同和問題 多文化 偏見 感染症 犯罪被害 更生 ホームレス 高度認知症 LGBT